

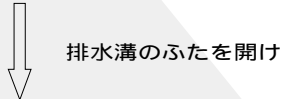


くらしの情報

平成15年(2003年)3月10日
編集・発行(季刊)西宮市消費生活センター
〒663 8035 西宮市北口町1番1号
電話 0798 69 3159
FAX 0798 69 3162
ホームページ <http://www.nishi.or.jp/~syouhi/>

こんな訪問に気をつけて!

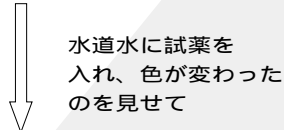
「近所の下水工事で迷惑をかけているので排水管の点検をします」
「近所で排水工事をしているのでご挨拶に来ました」などと来訪。



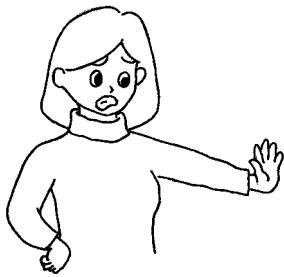
「排水管が汚れている、掃除が必要」
「今日は、機械があるので安くする。明日以降はもっと高くなる」今日なら半額にする」などと排水管の清掃を勧める。
後日、別の工事を勧誘に来ることもある。

断りきれずに
契約してしま
った場合は、
お早めに消費
生活センター
にご相談を!

「水道水を検査します」
「浄水器の点検です」などと来訪。



「この水道水は汚れている」「こんな水を飲んでみると体に悪い」と高額な浄水器の購入を勧める。「支払いができない」と断っても「分割にする」と聞いてくれない。
浄水器の設置後は、一度使用すると他に使用できないので解約はできないなどと言う。



いいりません!

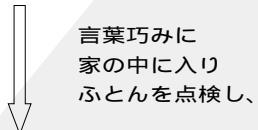
ご用心! あの手、この手の 悪質商法

消費生活センターに寄せられている消費生活相談のなかでも多いのが、契約や販売方法をめぐるトラブルです。なかでも悪質商法による被害の相談は年々増加しており、消費者をだます手口もますます巧妙になっています。

『私は大丈夫と思っていませんか? 相手はだましのプロです。』

相手のペースにのせられ、よくわからないままに契約させられてしまったケースや長時間の勧誘に疲れ、仕方なく契約をしようとするケースもあります。日頃から「うまい話」には十分に気をつけ、契約を行うときは慎重にしましょう。

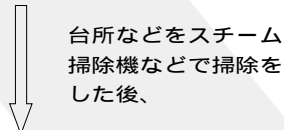
「無料でふとんのクリーニングをします」と来訪。



「かびが生えているため、買い替えが必要」素材が不適合でクリーニングができない」などと高額な羽毛ふとんの購入を勧める。「いらない」と断っても、長時間勧誘が続き契約をさせられる。
また、ふとんを使用させてから、クリーニング・オフはできないということもある。

【相談コーナー】
月曜日 金曜日(祝日を除く)
午前9時～正午
午後1時～午後4時30分
専用電話
0798・64・0999

「1,000円で台所の掃除をします」
「換気扇の掃除を1,000円でします」と来訪。



「今、この掃除機を購入すれば、月1回無料で掃除をする」ダニの被害に効果的」などと購入を勧める。
数時間にわたって商品の説明を行ない、帰ってもらえない雰囲気の中で掃除機の契約をさせられる。掃除機は、重くて使い勝手が悪いという苦情も寄せられている。

困ったときは
消費生活センターへ

消費生活センターでは、消費生活に関する相談窓口を設けています。消費者が主体的に問題を解決するための情報の提供やアドバイスなどを行っています。
また、インターネットによる情報検索や消費生活に関する本やビデオの貸し出しも行っていきます。

被害を防ぐために

本当に必要なものかよく考え、必要なければ「いいりません」とはっきり断りましょう。

家の中へ入れての対応は避けましょう。
(なかなか帰ってもらえないことがあります)

うまい話には、必ず落とし穴があるので、安易に話にのらないようにしましょう。

契約内容をよく確かめ、少しでも疑問があれば、納得いくまで説明を求めましょう。契約を急がず業者には、特に注意しましょう。

契約する前に家族や知人とよく相談しましょう。

脅迫されたときは、迷わず110番しましょう。

新しい 預金保険制度

- * 当座預金、普通預金、別段預金については、平成17年3月末まで引き続き全額保護されます。
- * 定期預金等については、これまで同様、預金者一人当たり、一金融機関毎に元本1,000万円までとその利息等が保護されます。
- * 平成17年4月以降は、当座預金等の利息のつかない預金が全額保護されることとなります。
- * 農水産業協同組合貯金保険制度においても同様の取扱いがなされます。

預金保険対象商品と保護の範囲

商品の分類	期間	平成14年4月～平成17年3月	平成17年4月～
		預金保険の対象商品	当座預金 普通預金 別段預金
対象外商品の預金	定期預金 定期積金 ビッグなど	合算して元本1,000万円までとその利息等(2)を保護 (1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。(一部カットされることがあります)	
対象外商品の預金	外貨預金 譲渡性預金 ヒットなど	保護対象外 (破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われ ます。(一部カットされることがあります)	

(1) 決済用預金といえます。「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものです。
(2) 定期預金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

もっと詳しく知りたい方は

預金保険機構 ☎03 3212 6029、近畿財務局 ☎06 6949 6369
または金融機関の窓口にお問い合わせください。

ホームページアドレス
金融 庁
<http://www.fsa.go.jp/>
預金保険機構
<http://www.dic.go.jp/>

クリーニング店を利用するときの注意!

クリーニング店に出せる衣料かどうか、表示などで確認しましょう。

ポケットの中の物は出し、高価なボタンは取り外しておきましょう。

破れやほつれは、直してから出しましょう。

汚れの部分は、糸印をつけるなどしてクリーニング店にも伝えましょう。

スーツのような上下セットの服は、できるだけ一緒に出しましょう。

預り証は必ずもらいましょう。

受け取る際にはその場で、衣料に異常がないか確認しましょう。

クリーニング店から持ち帰ったら必ずポリ袋から出し、風通しのよい所に吊るしておいてから片付けましょう。